

沖縄県立読谷高等学校 学校いじめ防止基本方針(2016年度)

2016年4月1日策定

第1 いじめ防止のための対策の基本的な方向

(1) 基本的な考え方

- ① いじめ防止対策推進法(以下、いじめ防止法)第13条により本校におけるいじめ防止などの対策に関する基本的な方針を定めるものとする
- ② いじめから一人でも多く生徒を救うためには、生徒を取り囲む大人一人ひとりが「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑劣な行為である」、「いじめはどの子どもにもどの学校でも起こりうる」との意識を持たなければならない。
- ③ いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をつくるかという学校を含めた社会全体が希求する課題である。地域・家庭・関係団体との緊密な連携の下いじめの未然防止やいじめの早期発見、早期解決に取り組むものである。

(2) いじめとは

「いじめの定義」(平成18年度文部科学省改訂)

- ① 当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの
(「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。ただしけんか等を除く。)
- ② いじめか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子供の立場に立って行うもの
(「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。)
- ③ いじめの起こった場所は、学校の内外を問わない
(インターネットを通じて行われるものを含む)

(3) いじめに問題に取り組む方向性

- ① いじめは、「どの子供にも、どの学校にも起こり得る」問題であり、決して許されるものではない。
- ② いじめは、いじめられる側の人間としての存在を否定する重大な人権に関わる問題である。
 - 《1》弱いものをいじめることは人間として絶対に許されないと強く認識する。
 - 《2》いじめられている子供の立場に立った指導を行う。
 - 《3》いじめの問題は、学校(教師)の指導のあり方が問われる問題である。
 - 《4》いじめの未然防止と問題解決には家庭教育重要であり、学校との連携・協同が不可欠である。
 - 《5》家庭、学校、地域社会など全てが関わり、一体となって真剣に取り組む。

2 本校の現状と課題

(1) 本校の現状

本校では、校訓に「進取・融和・誠実」を掲げ、学校教育目標には「個人の尊厳、真理の探究、平和を希求する心を基調にし、心身ともに健康で個性豊かな創造性・国際性に富み、地域を愛する人間の育成を目指す」とし2015年度には創立65年の節目を迎え多くの人材を輩出してきた。

更に、近年の活躍は目覚ましく、勉学面では、平成20年度入学生より特進を2クラス設置してから大

学進学率の向上は著しく、2015年度には、65名以上の国公立大学合格の実績を残した。部活動面においても男女ソフトボール部を中心に実績を残し続けている。

生活面においても2015年度は、反社会的・非社会的行動による停学指導は0件であり、落ち着いた学習環境であり、進路に繋がる授業実践と生徒の意欲的な学習活動が推進されてきている。

しかし、一方で、いじめアンケート調査によると、全体の〇割【作成中】の生徒が学校の内外で何らかの嫌なことをされたという経験を持っている。また、H27学校評価の生徒アンケートを見てみると、アンケートの質問項目内容の「本校は、生徒の心の健康についてカウンセリングなどの適切な対応を取っている。」において、C：そう思わない72名7.9%、D：まったくそう思わない10名1.1%の生徒が心の問題に対して学校側に不安・不信感を抱いている。別項目の「本校は、いじめのない学校をめざし、適切な対応を取っている。」でもC：そう思わない55名6.0%、D：まったくそう思わない14名1.5%の生徒がいじめのない学校づくりに対して不満を持っていることを真摯に受け止めて対策を講じなければならない。

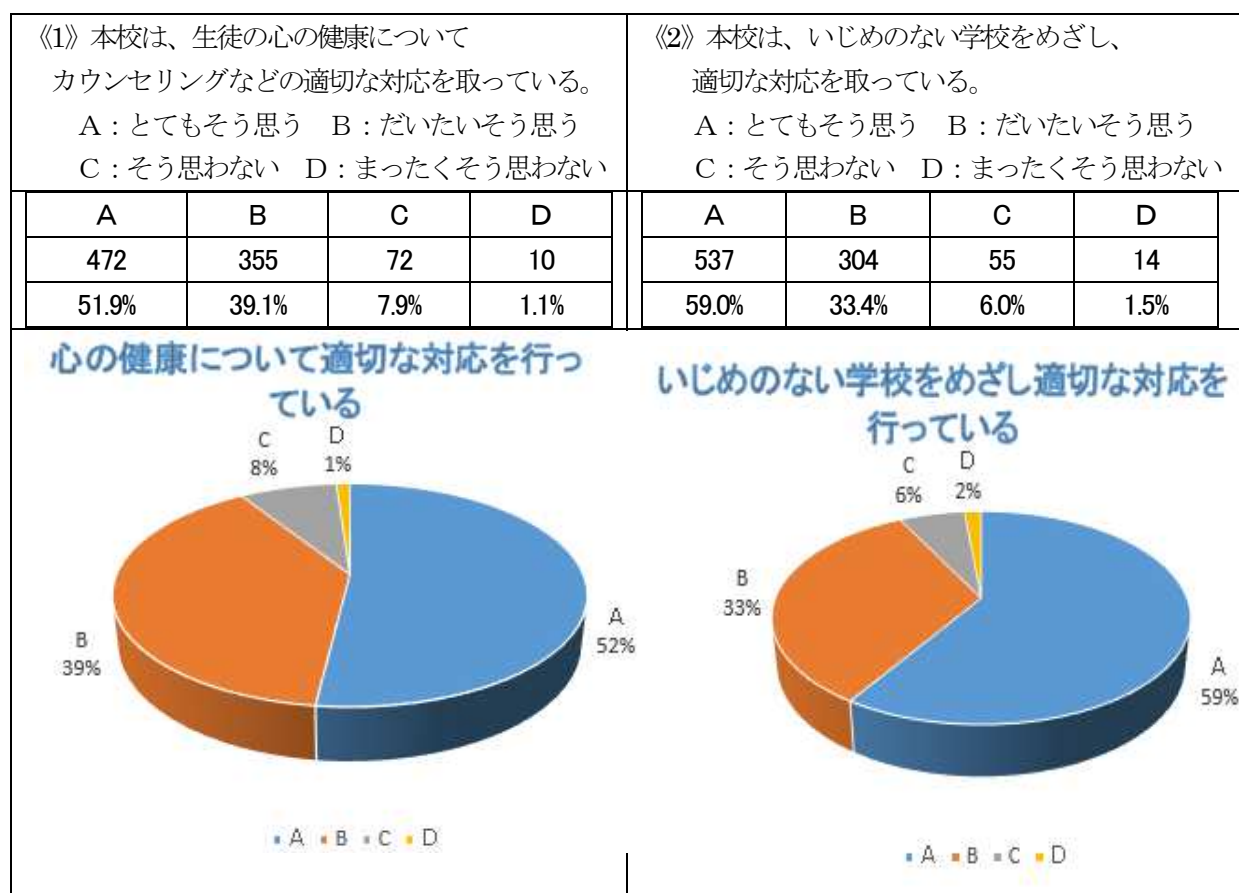
これらのことは、本校でも重大ないじめに発展するおそれがあるという警戒感を高め、いじめほどの学校でもどの生徒にもおこりうることを学校職員全体で改めて認識しておく必要がある。

(2) いじめの実態調査結果と学校評価生徒アンケート調査結果

① いじめ実態調査結果

H28年度 作成予定中

② 学校評価生徒アンケート調査結果



(3) いじめ防止に向けて、早期発見、対処の取り組み状況

① 主ないじめとなる行為の確認

- ・言葉による脅し ➡ 欠点や弱みを捉えて威嚇する、悪口や根も葉もない噂を言いふらす等
- ・冷かし、からかい ➡ 勉強や性格のことでからかう、嫌がらせをする、存在を否定される
身体や動作で不快なことを言われる、嫌なあだ名をつけられしつこく呼ばれる
- ・持ち物隠し等 ➡ 履物や学用品など隠す、汚す、壊す、落書きをする
- ・仲間、集団からの疎外 ➡ 無視する、避ける等
- ・暴力を振るう等 ➡ 殴る、蹴る、ぶつかる。遊びと称し技をかけられる。ゴッコと称し手をぶたれる
- ・たかり、強要、命令 ➡ お金を要求する、使い走りや万引きをさせるなど。
- ・パソコン、携帯電話での中傷等 ➡ 掲示板やブログ等で、書き込みによって誹謗する、写真を無断で掲載する、デマを流す、出会い系サイトに勝手に登録するなど。

② いじめ発見のポイント

いじめ問題を解決するためには、いじめの兆候にいち早く気づき、早期に対応する必要があります。学校や家庭で注意しておきたい「いじめのサイン」としては次のようなものがあげられます。次の例に示すようなサインが見られた場合は、いじめが存在している可能性があります。きめ細かな注意を払い、実態の把握に努める必要があります。

《1》学校

○登下校時

- ★理由もなく、一人で朝早く登校する。
- ★一緒に登下校する友人が変化する。
- ★教職員と視線を合わさないようになる。
- ★元気がなく浮かぬ顔をする。挨拶をしなくなる。

○朝のSHR

- ★体調不良（頭痛、腹痛、吐き気等）を訴える。
- ★欠席、遅刻、早退の理由を明確に言わない。
- ★提出物を忘れて、期限に遅れたりする。
- ★担任等が教室に入室後、遅れて入室する。
- ★表情が暗く、どことなく元気がない。

○授業中

- ★発言すると、嘲笑されたり、はやし立てられたりする。
- ★授業道具等忘れ物が目立つ
- ★きめられた座席と違う場所に座っている。
- ★周囲の状況に関わらず、一人でじっと座っている。
- ★教科書、ノート等に落書き目立つ。
- ★他の児童生徒から発言を強要されたり、突然個人名が出されたりする。
- ★球技の際にパスされなかったり、パスが集中したりする。
- ★課題等を代わりにやらされる。
- ★特定の児童生徒の机と距離を離す。

○休憩時間・昼食時

- ★ジュース、パン、菓子類を買いに行かされる。
- ★一人でいることが多く、集団での行動を避けるようになる。
- ★給食、弁当等を一人で食べるが多い。
- ★衣服に汚れや破れが見られ、手足や顔等にすり傷や打撲の後がある。
- ★お金や物品の受け渡しを行っていることがある。
- ★遊びと称して、友人とふざけあっているが、表情が暗い。

○帰りのSHR、放課後

- ★持ち物がなくなったり、掲示した作品などにいたずらがある。
- ★班ノートや学級日誌に何も書かなくなる。
- ★みんなが帰宅する前に一人急いで帰宅する。または、みんなが帰るまで帰宅したがない。
- ★靴や傘等が隠される。
- ★先生から離れようとならない。

《2》家庭

○態度やしぐさ

- ★家族との対話を避けるようになる。
- ★受信したメールをこそこそ見たり、電話が鳴るとおびえたりする様子が見られる。
- ★部屋に閉じこもり、考え事をする。家族とも食事したがない。
- ★感情の起伏が激しくなり、動物やもの等に八つ当たりする。
- ★帰りが遅くなったり、理由を言わずに外出したりする。
- ★用事もないのに朝早く家を出る。

○服装、身体、体調

- ★衣服に汚れや破れが見られ、手足や顔などにすり傷や打撲のあとがある。
- ★自分のものでない衣服【制服】を着ている。
- ★学校に行きたくないと言い出したり、通学時間になると腹痛等身体の具合が悪くなる。
- ★食欲不振、不眠を訴える。

○学習

- ★学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなる。
- ★成績が低下する。

○持ち物、金品

- ★家庭から品物、お金がなくなる。あるいは用途のはっきりしないお金をほしがる。
- ★持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きがあつたりする。

○交友関係

- ★口数が少なくなり、学校や友達のことを話さなくなる。
- ★無言等の不振な電話、発信者の特定できないメールがあつたりする。

(4) いじめ対応の流れ

「いじめられている児童生徒を必ず守る！」「事実関係の把握は迅速かつ正確に！」

I いじめ情報のキャッチ（認知）

- ・本人からの申し入れ。
- ・他の生徒からの情報。
- ・保護者からの訴え、地域からの情報。

※訴え、申し出があった場合にはその日に行動する。

II 報告

- ・憶測をいれずに事実（些細なことでも）を報告。

III 事実関係の正確な把握と情報収集

- ・いじめられた子、いじめた子からの事情聴取。
- ・他生徒、教職員からの情報収集。
- ・担任からいじめられた保護者に連絡。指導部からいじめた子の保護者に連絡。

IV 問題状況の把握理解。

- ・緊急生徒指導委員会を行う。
（管理職、担任、学年主任、生徒指導主任、養護教諭、相談係り）

<目的>

- ・指導、援助方針の共有。
- ・指導、援助体制を作る。

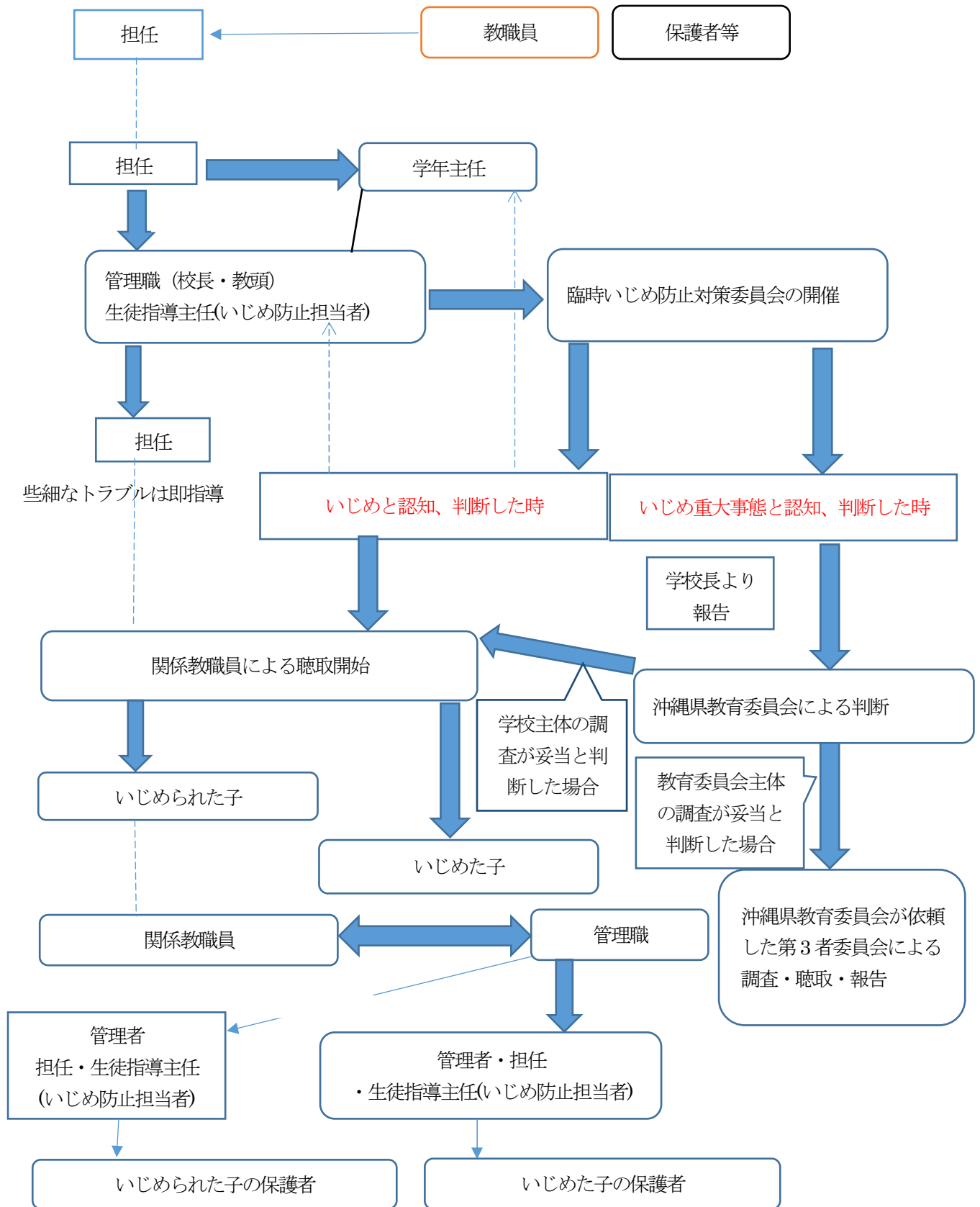
V サポート

- ・被害者の安全、人権、心の安定、状況に応じて加害者との物理的距離の配慮。
- ・保護者への対応で感情に配慮し、具体的に対応策を正確に示し、協力を願う。以降、情報提供をこまめに行う。

※ やってはいけない対応例

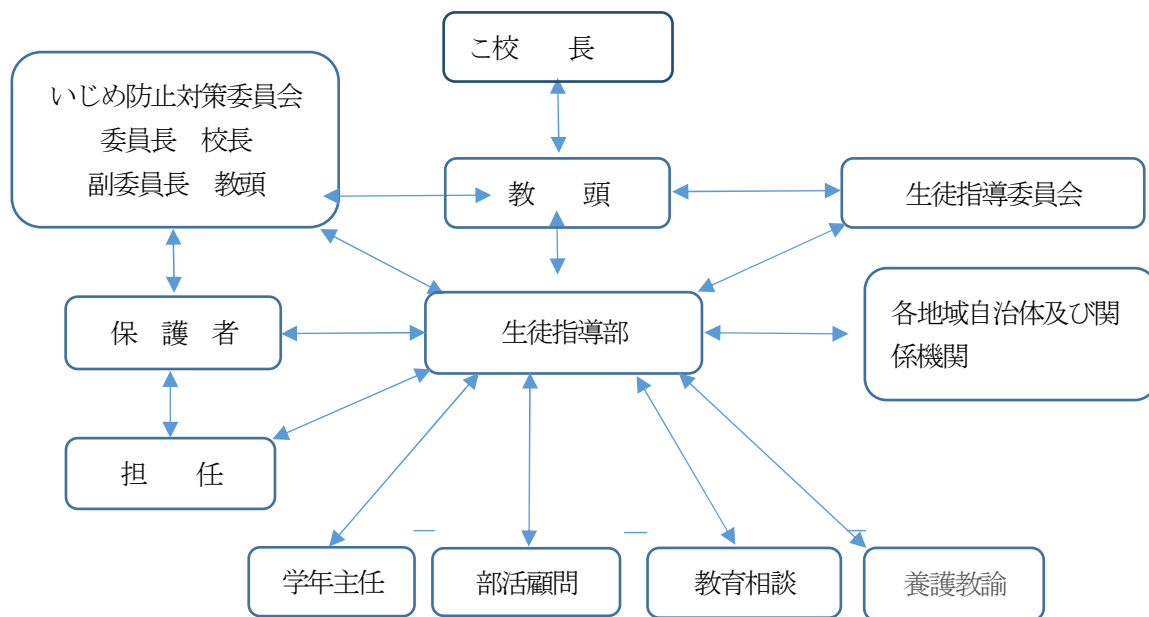
- ・あなたにも問題あるね。
- ・考えすぎ、気にしすぎじゃないの。
- ・もっと強くなりなさい
- ・そのような事実は見当たりません。

(5) いじめ発見時の教職員の動き

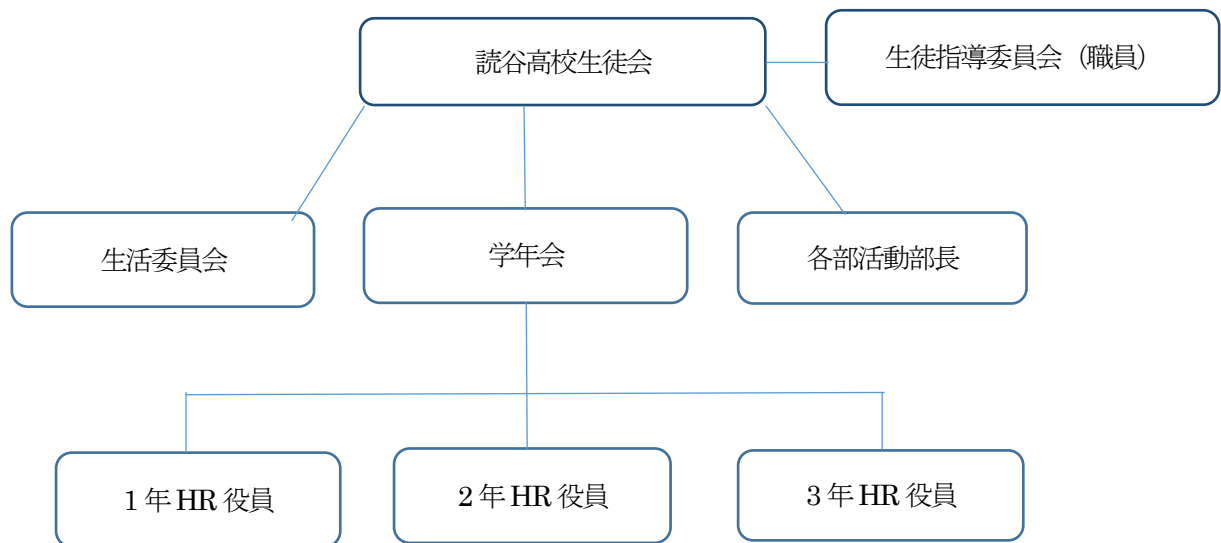


(6) 読谷高等学校いじめ防止に関する指導体制

①職員指導体制



②生徒が行う体制



第2 いじめ防止等のための対策の内容

1 いじめ防止に向かう学校の姿勢・態度

(1) いじめを未然防止のための取組

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人ひとりの生徒に徹底させなければならないこと。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を、生徒に持たせること。その目標に沿って、全ての教職員が重点的に取り組む内容を以下の通りに示す

(2) いじめについての共通理解

- ① いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。
- ② 生徒に対して、全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していく。
- ③ 常日頃から、生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示したり、または、生徒指導便り、学級通信などを通して啓蒙していく。

(3) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ① 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育む。その為、教師が主催する行事の達成目標には、できるだけ道徳教育や人権教育の充実に繋がる目的を明示し、目標達成へのアプローチを図る。
- ② 学校教育活動全般を通して、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ③ 学級活動などを通してソーシャルスキル・トレーニングの手法を用いて、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(4) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ① 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとなり、いじめの原因にならないよう、分かりやすい授業づくりを進めていく。
- ② 学級や学年、部活動等の人間関係を通して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。また、ストレスマネジメント、運動や読書など個々の発散する場の設定や教師に相談しやすい環境づくりを心掛ける。

(5) 自己有用感や自己肯定感を育む

- ① ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるよう努める。

- ② 家庭や地域の人々などにも協力を求め、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような講話、体験の機会などを積極的に設ける。

(6) 生徒自らがいじめについて学び、取り組む姿勢を育む

- ① 生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進（生徒会によるいじめ撲滅の宣言や人権週間など）する。

2 いじめの早期発見に向けての取り組み

(1) 基本的考え方

- ① いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。その為の具体的項目は以下の通りである。

- 《1》 定期的ないじめアンケート
- 《2》 教育相談の充実、スクールカウンセラーの活用
- 《3》 家庭用チェックシートを用いた家庭での生徒の支援
- 《4》 生徒や保護者からの悩みを適切に受け入れることができているか学校評価や普段の業務から管理者への報告・連絡・相談が機能しているか定期的な体制点検。

②本校におけるいじめ早期発見に向けての調査などの計画

| 調査種別 | 定期的調査 | | 臨時的調査 |
|------|-------|--------------------|--|
| 4月 | | いじめアンケート | いじめ訴えがあった場合。 いじめのおそれがあると判断した場合は 臨時的に調査を行う。 |
| 5月 | 三者面談 | | |
| 9月 | | いじめアンケート | |
| | | | |
| 11月 | | 学校評価アンケート | |
| 12月 | | 人権週間（講話） ポスター掲示 | |

3 いじめの早期解決に向けての取り組み

(1) 基本的考え方

- ① 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① 遊びや悪ふざけ（当人同士が遊びであると強調しても）など、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ② 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。また、いじめを発見・通報・相談を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめ防止対策委員会」に直ちに情報を共有する。
- ③ 発見・通報・相談を受けた後は、「いじめ防止対策委員会」が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ④ 事実確認の結果は、校長が責任を持って「いじめ防止対策委員会」より被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ⑤ 事実確認の結果において、**重大事態**と判断した場合は校長が責任を持って沖縄県教育委員会に報告するとともに「いじめ防止対策委員会」より被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ⑥ 学校が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。
- ⑦ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- ① いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意し、保護者に対する報告は、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を伝える。
- ② いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去することに努める。また、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ③ いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ④ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- ① いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校

は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

- ② いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ③ 事実関係を聴取したら、迅速にいじめたとされる保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ④ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、いじめた生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ⑤ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ⑥ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加える。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ② はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ③ いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と児童生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したり、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める

※ プロバイダ責任制限法に基づく。削除依頼の手順等については、平成 24 年 3 月文部科学省「学校ネットパトロールに関する調査研究協力者会議『学校ネットパトロールに関する取組事例・資料集』」参照

- ② 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。早期発見の観点から、沖縄県教育委員会等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ③ 生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- ④ パスワード付きサイトや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用

したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくようにする。

4 校内組織

(1) 設置理由

いじめ防止法・第22条により、本校におけるいじめ防止などに関する措置を実行的に行うため、本校の複数の教職員、および専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止などの対策のための常設の組織「いじめ防止対策委員会」を以下の通り設置する。

(2) 基本構成委員

① 構成委員の選出について

学校長（委員長）、教頭（副委員長）、生徒指導主任、当該生徒指導学年担当、当該学年主任、教育相談、養護教諭とする。（事案により学級担任や部活動顧問が加わる）また、学校の透明性や専門的立場からの意見を求める為に、本校職員以外の委員として、スクールカウンセラー（設置年度のみ）、本校 PTA 会長、（読谷村教育委員会相談員【臨床心理士】）とする。なお、会議や事案に応じて、学校長（委員長）より職員以外委員に参加を依頼する。

② 構成委員表

| | 基本構成員 | 備考 | |
|---|------------|---------------|-------------------------------------|
| ① | 学校長 | 委員長 | |
| ② | 教頭 | 副委員長 | |
| ③ | 生徒指導主任 | いじめ防止担当者 | |
| ④ | 当該生徒指導担当 | | |
| ⑤ | 当該学年主任 | 必要に応じて召集 | |
| ⑥ | 教育相談 | | |
| ⑦ | 養護教諭 | | |
| ⑧ | スクールカウンセラー | 設置年度のみ | なお、会議や事案に応じて、学校長（委員長）より職員以外委員に参加を依頼 |
| ⑨ | PTA 会長 | 就任時に依頼文にて承諾する | |
| ⑩ | 臨床心理士 | | |
| | | | |

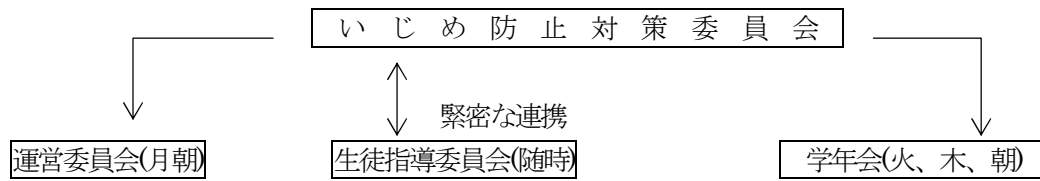
(3) いじめ防止対策委員会の開催

- ① いじめアンケート実施前と実施日などの定期的開催する。
- ② 生徒からいじめの訴えがあったときやいじめのおそれがあると判断した場合は、臨時的に開催する。

(4) 校内の他の組織との連携

- ① 本校は他の校内組織と機能的に連携する。
- ② いじめを確認した場合は、生徒指導部と緊密な連携を行い生徒のケアや指導にあたる。
- ③ いじめの被害者や加害者が心的なトラブルを抱える場合は、外部組織との連携を行う。
- ④ いじめの防止や問題解決に向けて、学年会との連携を通じ迅速な対策・対応ができるようにする。

⑤ いじめ防止対策委員会と他の組織との連携図



5 組織体制

(1) 組織的な運営実施方法

① いじめへの対応

校長を中心に全職員で協力体制を確立する。いじめ発生時には、一部の職員が抱え込むのではなく、いじめ防止対策委員で情報を共有し組織的に対応する。

② 相談窓口と相談方法

生徒、保護者、職員別に、相談窓口と相談方法（手段）について周知し、受けた相談をいじめ防止対策委員をできるだけ早く召集し組織的に対応する。

③ 組織的な対処方法

日常的な教育活動、職員会議、校内研修を通じていじめについて共通理解を深め、連帯を深めていく。

④ 外部専門家の登用

必用に応じて、心理や福祉、医療の専門家などを招聘し、より実効的ないじめ問題の解決を図るようにする。

⑤ チェックリストの作成

有機的かつ機能的に組織が取組を実行できているかチェック項目を作成し、点検、結果の共有することで、改善を図っていく。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

① いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、

② いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間（30日）期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

③ 上記①と②の状態に至った（①は、重大な被害が生じた。②は、期間を問わず欠席することを余儀なくされた。）と申し立てが生徒や保護者からあった場合。

(2) 重大事態に係る調査機関

① 本校において重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う組織を以下の通りにおくものとする。

② 構成委員の選出について

学校長（委員長）、教頭（副委員長）、生徒指導主任、当該生徒指導学年担当、当該学年主任、教育相談、養護教諭とする。（事案により学級担任や部活動顧問が加わる）また、学校の透明性や専門的立場からの意見を求める為に、本校職員以外の委員として、スクールカウンセラー（設置年度のみ）、本

校 PTA 会長、(読谷村教育委員会相談員【臨床心理士】)とする。なお、会議や事案に応じて、学校長(委員長)より職員以外委員に参加を依頼する。また、事案によっては、学校長(委員長)より、専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめの関係者と直接の人間関係又は利害関係を有しないものに参加を依頼する場合がある。

③ 構成委員表

| | 基本構成員 | 備考 | |
|---|------------|---------------|-------------------------------------|
| ① | 学校長 | 委員長 | |
| ② | 教頭 | 副委員長 | |
| ③ | 生徒指導主任 | いじめ防止担当者 | |
| ④ | 当該生徒指導担当 | | |
| ⑤ | 当該学年主任 | 必要に応じて召集 | |
| ⑥ | 教育相談 | | |
| ⑦ | 養護教諭 | | |
| ⑧ | スクールカウンセラー | 設置年度のみ | なお、会議や事案に応じて、学校長(委員長)より職員以外委員に参加を依頼 |
| ⑨ | PTA 会長 | 就任時に依頼文にて承諾する | |
| ⑩ | 臨床心理士 | | |
| | | | |
| | | | |

(3) 重大事態に係る調査機関の役割の内容

① 重大事態に係る主体調査が第3者委員会に移る場合

重大事態が発生した疑いがあると認めるときに、学校(校長)は、直ちに沖縄県教育委員会に報告する。事態が深刻である場合や学校のみでの対処の範囲を超えている場合などは、沖縄県教育委員会が設定する第3者委員会が調査の主体となる。また、学校が設置するいじめ対策防止委員会は調査の主体となることはできないが、事実の共有をはかり、認識が食い違わないようにする。

② 重大事態に係る主体調査が学校が主体となって行う場合

学校が主体となって調査を行う場合は、(2)③のメンバーを中心に、重大事態に係る事実関係を明確にするために調査を行う。その際は、当該調査の公平性・中立性を確保するように十分に留意する。

③ 事実関係を明確にする為の調査

この調査は、民事・刑事上の責任追及や訴訟の対応を目的とするものではない。学校と設置者である沖縄県教育委員会が事実に向かうことで、事態への対応と同種事態の発生防止を図るようにする。また、以下の項目を調査する。

- 《1》重大事態とされるいじめ行為が、いつ、誰から、どのような様態で行われたのか。
- 《2》いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったのか。
- 《3》学校や設置者に不都合な事実があっても事実を明確にする。
- 《4》いじめられた生徒に十分に聴き取るとともに、教師や生徒から質問紙調査や聞き取りで調査を行う。その際にはいじめられた生徒や情報提供者の安全安心を守ることを最優先とする。
- 《5》調査による事実確認とともにいじめた生徒への指導といじめ行為の停止に繋げる。また、いじめられた生徒の心的なケアを継続的に行い落ち着いた学校生活復帰を目指す。

7 校内研修

(1) 校内研修計画

| 研修種別 | 定期的研修 | | 臨時的研修 |
|------|---------------------|--|--------------------------------------|
| 4月 | いじめアンケート | 事前研修 ①いじめ防止基本方針 事後研修 (いじめが認知された場合) ②実態報告と対応策 | いじめ訴えがあった場合。 いじめの事実確認後は臨時的に研修を行う。 |
| 5月 | 三者面談 | 事前研修 (マニュアル配布) ③いじめの防止の取組 | |
| 9月 | いじめアンケート | 事前研修 ④いじめ対処への取組 事後研修 (いじめが認知された場合) ⑤実態報告と対応策 | |
| 11月 | 学校評価アンケート | 事前研修 ⑥校内体制のチェック 事後研修 ⑦実態報告と対応策 | |
| 12月 | 人権週間 (講話) ポスター掲示 | いじめの撲滅の啓発 | |

8 家庭地域、関係機関との連携

(1) 家庭、地域、関係団体との連携

- ① いじめ防止法・第3.8.17.27条などの規定により、在籍する生徒の保護者。地域住民などとの連携を図りつつ、学校の内外を問わずいじめの防止及び早期発見に取り組む。
- ② 基本方針の周知、学校通信、三者面談を通して家庭と緊密な連携協力を図る。
- ③ PTA、地域連絡協議会。関係団体などと連携し、いじめについて未然防止から問題改善につながる協力体制を構築する。
- ④ 以下は、主な関係団体、相談窓口である。

| いじめ主な関係機関・相談窓口 | |
|---|---------------------|
| ① 「みんなの人権110番 全国共通人権相談ダイヤル」 (ゼロゼロ みんなの ひゃくとうばん) 0570-003-110 | |
| ② 読谷村役場特設人権困りごと相談所 年4回、読谷村役場にて開設 | 098-982-9201) |
| ③ 読谷村青少年センター | 098-982-9232 |
| ④ ヤングテレホンコーナーフリーダイヤル | 0120-276-556 |
| | 携帯電話から 098-862-0111 |